

謝金に関する規程

公益社団法人 日本近代五種協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本近代五種協会（以下、「この法人」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、この法人の役員及び職員以外の者とする。

(謝金等の支給)

第3条 この法人は当該年度事業計画に沿った活動に必要な労務提供を行った謝金対象者に対し、対価として謝金を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 謝金の額は、総会で定められた限度額の範囲（別表1）で会長が定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 謝金の支払いは都度払いとし、通貨をもって本人に支給される。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

別表1 報酬の支給基準

支出科目	単位	基準単価	備考
諸謝金	日	2,000円以内	
会議出席	1回	2,000円以内	
実技指導	1時間	2,000円以内	
審判	1時間	2,000円以内	
講師	1時間	12,000円以内	
通訳	1時間	2,000円以内	
医師	1時間	20,000円以内	
看護師	1時間	1,500円以内	
競技役員・委員1	1時間	1,300円以内	競技経験者又は競技の熟知者に適用
競技役員・委員2	1時間	1,200円以内	
単純労働	1時間	東京都最低賃金	

附則

- この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- この規程は、平成30年3月1日より施行する。
- 令和3年6月20日改訂